

第4号様式（その1）（第5条関係）

（表）

（一般廃棄物収集運搬業用）

許 可 証

綾瀬市指令り第 24 号

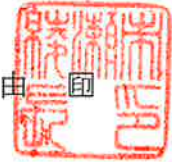
令和 5 年 7 月 3 日

住所 神奈川県厚木市金田 996 番地

氏名 有限会社 長澤商事

代表取締役 長澤 順一 様

綾瀬市長 古 塩 政 由



令和5年6月6日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可
します。

| | |
|-------------|---|
| 営業所の所在地及び名称 | 綾瀬市早川 808 番地 17 有限会社 長澤商事 綾瀬営業所 |
| 取扱廃棄物の種類 | 一般廃棄物（生ごみ、紙くず、木くず、缶、 びん） |
| 収集・運搬の別 | 収集・運搬 |
| 営業の区域 | 綾瀬市内 |
| 処理及び処分料金 | 綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に 関する条例第24条第1項及び高座清掃施設組合 廃棄物処理に関する条例第9条第3項に定める額 の範囲内とする。 |
| 営業許可期間 | 令和5年7月4日～令和7年7月3日 |
| 条 件 | 別紙のとおり |